

平成 26 年 1 月
内 閣 府
大臣官房公文書管理課

平成 24 年度における公文書等の管理等の状況について

【ポイント】

- 公文書管理法（H23.4.1 施行）の規定に基づき、内閣総理大臣が、行政機関、独立行政法人等及び国立公文書館等からの報告を受けて、その概要を公表。

※ 対象期間は平成 24 年度、時点を問うものは平成 25 年 3 月 31 日時点

1 行政機関（553 機関）における行政文書の管理の状況

- 行政文書ファイル等の保有数は約 1,424 万ファイル。
- このうち保存期間が満了したときの措置（移管・廃棄）を設定済みは約 1,188 万ファイル（83.5%）、うち平成 24 年度新規作成・取得したもので設定済みのものは約 252 万ファイル（97.1%）。
- 平成 24 年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等は約 254 万ファイル、うち移管は 1 万 2,653 ファイル（0.5%）。
- 内閣総理大臣への廃棄に係る協議数は約 238 万ファイル、うち不同意は 637 ファイル（0.03%）。

2 独立行政法人等（206 法人）における法人文書の管理の状況

- 法人文書ファイル等の保有数は約 694 万ファイル。
- このうち保存期間が満了したときの措置（移管・廃棄）を設定済みのものは約 615 万ファイル（88.7%）。
- 平成 24 年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等は約 95 万ファイル、うち移管は 7,046 ファイル（0.8%）。

3 国立公文書館等（10 施設）における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況

- 国立公文書館等が所蔵する特定歴史公文書等の総所蔵件数は 169 万件。
- 利用請求は 9,855 件、利用請求及び前年度に利用請求があったもので処理中であった 10,336 件に対し、9,692 件（93.8%）が利用決定により処理済み。
- 利用の促進等のため、国立公文書館等において展示会を 47 回開催し、248,656 人が入場。見学会を 250 回開催し、1,360 人が入場。

(別紙)

1 行政機関における「行政文書」の管理の状況

(1) 行政文書ファイル等の保有数 (単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数		本省庁	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
総計	14,240,214 (100.0)	1,087,907 (7.6)	643,729 (4.5)	2,710,548 (19.0)	9,798,030 (68.9)
うち 24 年度新規	2,594,449 (100.0)	106,568 (4.1)	122,894 (4.7)	1,002,080 (38.6)	1,362,907 (52.5)

行政文書ファイル等数 (再掲)		媒体の種別		
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
総計	14,240,214 (100.0)	13,468,615 (94.6)	745,479 (5.2)	26,120 (0.2)
うち 24 年度新規	2,594,449 (100.0)	2,439,951 (94.0)	154,207 (5.9)	291 (0.0)

(2) 保存期間が満了したときの措置 (レコードスケジュール) の設定状況 (単位：ファイル、%)

行政文書ファイル等数 (再掲)		設定済みとしているもの	未設定としているもの
総計	14,240,214 (100.0)	11,884,027 (83.5)	2,356,187 (16.5)
うち 24 年度新規	2,594,449 (100.0)	2,520,067 (97.1)	74,382 (2.9)

(3) 行政文書ファイル等の移管・廃棄の状況

ア 移管・廃棄の状況 (単位：ファイル、%)

平成 24 年度に保存期間が満了した行政文書ファイル等数		移管	廃棄	延長
	2,537,963 (100.0)	12,653 (0.5)	2,309,543 (91.0)	215,767 (8.5)

イ 廃棄に係る内閣総理大臣の協議の状況 (単位：ファイル、%)

廃棄協議数		廃棄同意	廃棄不同意
	2,381,365 (100.0)	2,380,728 (99.97)	637 (0.03)

(4) 研修・点検・監査の実施状況 等(単位：件)

<紛失・誤廃棄等>

紛失等事案の件数				再発防止策等の措置				復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数
紛失	誤廃棄	焼失等のき損	関係者等への注意喚起、指導等	行政機関内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
255	187	68	0	245	236	117	46	155	7

2 独立行政法人等における「法人文書」の管理の状況

(1) 法人文書ファイル等の保有状況(単位：ファイル、%)

法人文書ファイル等数		媒体の種別		
		紙媒体	電子媒体	その他の媒体
総計	6,935,380 (100.0)	6,610,649 (95.3)	256,782 (3.7)	67,949 (1.0)
うち24年度新規	734,773 (100.0)	704,898 (95.9)	29,357 (4.0)	518 (0.1)

(2) 法人文書ファイル等の移管・廃棄の状況(単位：ファイル、%)

平成24年度に保存期間が満了した法人文書ファイル等数				
		移管	廃棄	延長
	945,976 (100.0)	7,046 (0.8)	758,007 (80.1)	180,923 (19.1)

(3) 研修・点検・監査の実施状況 等(単位：件)

<紛失・誤廃棄等>

紛失等事案の件数				再発防止策等の措置				復旧措置を行った件数	事案の公表を行った件数
紛失	誤廃棄	焼失等のき損	関係者等への注意喚起、指導等	法人内への注意喚起、適正管理の徹底周知等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
96	79	17	0	96	77	25	4	71	41

3 国立公文書館等における「特定歴史公文書等」の保存・利用の状況

(1) 特定歴史公文書等の所蔵件数(単位：件、%)

特定歴史公文書等の総所蔵件数				
	目録に記載された件数			
	媒体の種別			
	文書又は図画	電磁的記録	その他	
1,693,898	1,656,624 (100)	1,652,132 (99.7)	3,366 (0.2)	383 (0.0)

(2) 利用制限区分の状況(単位：件、%)

目録に記載された件数(再掲)				
	利用制限区分の別			
	審査済み			要審査
	全部利用	一部利用	全部利用制限	
1,656,624 (100.0)	889,022 (53.7)	7,212 (0.4)	82,357 (5.0)	678,033 (40.9)

(3) 移管等受入れ件数(単位：件、%)

移管等受入れ件数					
	移管元機関の別				
	行政機関	独立行政法人等	司法機関	地方公共団体	民間その他の団体
59,182 (100.0)	29,006 (49.0)	24,074 (40.7)	1,264 (2.1)	0 (0.0)	4,838 (8.2)

(4) 利用請求及びその処理状況(単位：件、%)

利用請求件数	前年度時点での 処理中件数	利用請求の処理状況		
		処理済み	取下げ	処理中
9,855	481	9,692	183	461
	(100.0)	(93.8)	(1.8)	(4.5)

(5) 利用の促進等(展示会・見学会の開催等)状況(単位：回、人)

展示会の開催回数		見学会の開催回数	
	入場者数		入場者数
47	248,656	250	1,360

(6) 研修・講師派遣の実施状況 等(単位：回、人)

研修の実施回数		講師派遣の実施回数	
	参加者数		参加者数
63	2,975	24	1,280

(参考)

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号） ～抄～

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(管理状況の報告等)

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

(管理状況の報告等)

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(保存及び利用の状況の報告等)

第二十六条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。